

市川第 20070808-0035 号

平成 19 年 8 月 14 日

千葉県知事 堂本暁子 様

市川市長 千葉光行

塩浜 1 丁目地先護岸の管理移管等について

残暑の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は、本市のまちづくりに対し格別のご高配を賜るとともに、平成 17 年度に実施した塩浜 1 丁目護岸補強工事に対しまして、財政的支援をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、塩浜 1 丁目護岸につきましては、知事に再三要望しておりますように、海岸管理者である県が護岸の管理をすべきものであり、知事が市川二期埋立を中止した段階で速やかに移管の手続きを行い、本格的な改修を実施するのが責務と考えております。

県は、本市が昭和 44 年に企業庁と締結した「市川地区土地造成事業及び分譲に関する協定書」並びに昭和 50 年の「引受書」を根拠に、本市が護岸の管理等をすべきと主張しておりますが、塩浜 1 丁目護岸は大規模な地震に対応できない構造であり、鋼矢板には防食対策を施していないなど、明らかに短期間の維持管理を前提とした暫定的な構造であります。

埋立事業が中止された現在、本市が護岸を所有、管理する目的がないと考えております。

また、県が策定した千葉県三番瀬再生計画（事業計画）においても、早急な改善が必要な塩浜 1 丁目護岸については市川漁港の動向を踏まえながら、協議・調整を進めると明記しています。

塩浜 1 丁目護岸の課題解決を進めるうえで、不確定であった市川漁港整備については、漁業者の意向、経済性、安全性並びに事業の早期の実現性を検討し

た結果、本市の方針は現漁港区域内で改修を図ることで決定しました。
今後、早期改修に向けて、調査設計業務を実施し、改修事業を推進していく予定です。

幸いにも昨年度は、台風等の直撃や地震による自然災害は発生しませんでした。が、護岸倒壊の危険性が年々増している状況です。

従いまして、こうした危険な状態をこれ以上放置することは、埋立事業を推進してきた県の不作為によるものと言わざる負えません。

つきましては、こうした厳しい状況を直視され、以下の事項を速やかに実施していただくよう要望いたします。

記

- 1．塩浜1丁目護岸については、漁港整備位置が確定しましたので、県への管理移管と応急及び恒久対策を前提に協議・調整を早急に進めていただきたい。
- 2．市川漁港の整備に際しては、県の財政的支援と早期完成のために再生会議との調整をご配慮していただきたい。